

自己評価結果表【共通評価】（保育所版）

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>園のしおり・重要事項説明書に保育理念、保育方針、保育目標、保育姿勢が明確に示されています。保育理念は運営法人の使命を明確にしています。保育目標は園が実際に子どもたちに育てほしい姿を示したもので、職員の保育の規範となるものです。職員が日常的に活用している「しらゆりの保育」は園内研修や職員会議などで読み合わせをして、保育理念、保育方針などを確認しています。保護者に対しては園のしおりで入園時に説明するだけでなく、保育室には保育理念や目標も掲示し保護者への理解を進めています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は横浜市神奈川区、横浜市、神奈川県、全国の社会福祉協議会の部会に加入しており、保育事業、福祉計画の全体的な動向、経営環境については情報として入手しています。園に通園してくる保護者像や地域の保育園の経営状況、経営環境はある程度把握しています。ただし、きちんとした具体的な数値や、具体的な形で把握しているわけではなく、分析するには至っていません。なお、園の経営状況は数値的にも半期ごとにきちんと分析し、把握しています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、運営法人の理事として経営会議に参加し、現状分析、経営環境、課題等がある程度把握はしています。ただし、具体的な詳細部分までは分析するに至っていません。改善すべき課題も法人の役員レベルでは共有しています。こうした経営環境や課題については、リーダーレベルでは一緒に考えてもらっていますが、一般職員への周知という点では至っていません。ただし、大きな経営課題として人材確保が共通認識として全職員に浸透しています。そのための取り組みを園長が具体的に行動していることを職員はよく理解しています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<p><コメント></p> <p>保育所保育指針の改定による保育内容の見直し、保育料の無償化、さらには働き方改革による職員の処遇の見直しなど、保育園経営をめぐる環境は大きく変化しています。園、あるいは運営法人としても、このような変化の中でどのような経営をすべきかが問われています。園としても早急に中期計画を策定することの必要性は十分理解していますが、現段階ではそこまで至っていません。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p><コメント></p> <p>中期計画が設定されていませんが、運営法人としての単年度事業計画が策定されています。この中で、計画として重視しているのが人材の確保と定着化及び人材の育成です。そのために、職員採用のためのプロジェクトチームを設置することとして、具体的な行動計画を作成しています。また、人材育成のためには運営法人内の研修をはじめ、各種の研修制度を利用することを明記しています。ただし、個別の課題についての具体的な内容がまだ定まっていません。今後の課題と言えます。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>年間の事業計画は定められており、その目標が示されています。前年度末の会議で、その年度の振り返りを行い、次年度の事業計画を策定する基盤としています。ただし、事業計画は、年度内での目標達成の定量的あるいは定性的な視点を作成していません。そのために、どの程度達成できたかを評価する仕組みが出来ていません。実施状況をあらかじめ定められた時期と、達成度を評価する仕組みづくりが求められます。</p>	

		第三者評価結果
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>		
<p>年間の事業計画は平成30年度は作成されており、運営法人のホームページで公開されています。一定のルール変更、制度変更等の周知は、園だより、クラス懇談会等で行っています。年間の事業計画は今のところ大きな目標や、大まかな執行体制が作られているだけで、これを具体的な計画に落とし込んでいるわけではありません。今後、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって保護者の理解を得るような努力が必要とされます。</p>		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>		
<p>園は運営法人が作成した自己評価のチェックリストに基づいて毎年自己評価を実施しています。評価においては、個々の職員がチェックを行い、それを持ち寄ってリーダー会議に諮り、最終的には園長が評価表を記入しています。すなわち、全員参加による園の自己評価と言えます。ただし、評価するシステムは職員が参加するという点ではある程度出来上がっていますが、評価結果を分析・検討する場の設定までは至っていません。</p>		
		第三者評価結果
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>		
<p>園の自己評価は年に1度行われています。職員会議などで話し合われていますが、課題を整理し、分析するところまでは必ずしも至っていません。話し合いも、リーダー層が中心となっており、非常勤職員を含む全職員が参加するまでは至っていません。今後、得られた評価結果を組織として分析し、課題を抽出し、改善点を明らかにして、次年度の組織運営に生かすといったプロセスを作り上げていくことが期待されます。</p>		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1)	管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>		
<p>園長は園の運営方針について職員会議などで常に説明し、組織をリードしています。経営・管理に関する取り組みも明確にしています。園全体の組織図を作成しており、それぞれの職種の役割を明らかにしています。園長の職務分掌規程が作成されており、職員にも配付されています。防災規定など有事などの場合に園長が不在の時には、代行は主任としており、リスクマネジメントを行っています。</p>		
		第三者評価結果
【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>園長は福祉関係の法令について社会福祉労務士団体、経営者団体、労働基準監督署などの担当者との交流、あるいはレクチャーを受けるなど、園の運営に関連する法令について理解を深めています。取引先からの利益供与や癒着などについて疑念を持たれるような行動は忌避することを徹底しています。職員の倫理規定、個人情報保護規定、就業規定などの文書が作成されており、職員に周知しています。</p>		
(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>		
<p>園長は保育園を巡る経営環境の変化に常に注意を払い、園の現状の問題点、課題あるいは優れている点を分析しています。特に職員の確保及び定着が、保育の質を確保するうえで極めて重要という認識の下に、職員との日常的なコミュニケーションに力を入れています。質の確保という観点から、園長は日常的に職員との接触を重視し、職員の教育・研修には力を入れています。</p>		
		第三者評価結果
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>		
<p>園長は、日常業務を通じて職員に業務の取り組みや、改善方法について、職員会議などで職員の意見を引き出したリ、改善のための意見を採用するように努めています。また、職員の働きやすさを、より進めるために人員配置の面では短時間シフト固定の保育士を採用するなどの取り組みをしています。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>		
園として求める職員像は明確になっていて、園の目標と方針に共感できる人材を求めています。採用においても育成においてもこの考え方は変わりません。さらに、人員体制についても基本的考え方が確立しています。ただし、労働市場の厳しさから、目標とする人員配置には現在のところ至っていません。また、運営法人としても、効果的な福祉人材確保の活動ができているとは必ずしも言えません。		
		第三者評価結果
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>		
園として期待する職員像は「人と共感できる人材」という形で明確にしています。初級職員から中級職員、主任・上級職員と各階層別に求められる能力が設定されており、職員にも周知されています。年度末には、職員と面接し人事考課も行われています。また、職員から要望や意向も聞き取っており、それに基づき改善策も検討しています。職員処遇の水準についての改善の必要性は、個々の課題については検討していますが、全体的な改善の仕組みまでには至っていません。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント>		
職員の時間外労働はできる限り少なくするような職員の配置については配慮していますが、時間外労働、有給休暇の取得状況を定期的に把握することは実施していません。しかし、職員に勤務に対する希望は年1回の園長による職員との面接で把握しており、ワークライフバランスに配慮した配置、勤務体制を作っています。職員の福利厚生制度について具体的な制度を導入しています。ただし、総合的な労務管理の仕組みが作られていません。園長、リーダー層、事務部門が役割分担することで全体として職員が働きやすい職場を作っていくことが期待されます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント>		
園長は目指すべき職員像は明確にしていますが、書類としては作成されていません。しかし、職員の目標管理シートが作られており、個々の職員の年間の目標が作られています。園長との個別面接で期初に目標が設定され、期末にはその実現の程度が評価されています。ただし、目標設定は、目標項目、目標水準、目標期限といった具体的な内容を設定するまでには至っていません。また、進捗状況も特にチェックすることはしていないために、年度末になってようやく達成度が把握できる仕組みです。		
		第三者評価結果
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント>		
職員のレベルアップのために、園は職員の習熟度による必要とする技術・知識を設定しています。それに対応して、期待する役割・姿勢、必要とされる知識・技術、組織性、研修内容を設定しています。これに基づいて、個々の職員は法人の研修、神奈川県や横浜市、神奈川区などの外部研修を受講しています。ただし、こうした研修は園として体系的、組織的に実施しているわけではないため、個々の職員の能動性に任されている状況です。研修計画の評価と見直しを園としてきちんと実施しているとは言えません。		
		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント>		
入職時に職員の専門資格の取得状況を把握していますが、その後のフォローは十分とは言えません。新任職員にはジョブトレーナーとして直近の先輩職員をつけて、業務や精神的なサポートをしています。階層別の研修はしていませんが、職員の期初の目標に対応して、外部の研修情報はミーティングで告知し、回覧して積極的に告知しており、個々の職員が参加できるようにしています。参加にあたっては、シフト調整を行い、参加費や交通費を支給しています。		

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント>		
<p>実習生受け入れマニュアルがあり、実習生を積極的に受け入れています。定期的・継続的に受け入れている専門学校・養成校があり、毎年数人単位で来ています。保育の実習生だけでなく看護学生の研修も受け入れています。</p> <p>実習生受け入れに当たっては、学校側と実習内容について打合せてプログラムを作っています。ただし、実習生を受け入れるための指導者を養成する研修は受けていません。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>		
<p>園のホームページによって、園の運営方針、保育内容は公開しています。また、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）において社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。</p> <p>園に対する苦情報告やそれによる改善・対応の状況については公表していませんが、地域に対しては広報活動を展開しています。園のパンフレットを神奈川区役所、地域子育て支援拠点などに置かせてもらい、園庭開放、育児講座などを開催して、地域との交流を深めるよう努めています。</p>		
		第三者評価結果
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント>		
<p>園における事務・経理等の担当職員は決まっており、そのルールは明確になっていますが、職員に対する周知までしていません。</p> <p>運営法人の理事会監事による監査を実施するほか、税理士が財務の監査をしており、財務の面から指導・助言を受けています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>		
<p>保育理念の中に「地域社会で子どもの育ちを最優先する立場」を表明し、全体的な計画の中で地域との関りを通して社会性を育てる保育として、具体的な行動を明確にしています。</p> <p>園庭開放、ランチ交流では園の給食を地域の人に食べてもらう機会を設けたり、育児講座を開催するなど地域の人との交流に取り組んでいます。また近隣の地区センター、図書館を子どもたちが活用しており、散歩では公園、商店街なども利用しています。また、神社の豆まき、初詣などにでかけ、地域社会の資源を活用しています。</p>		
		第三者評価結果
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>		
<p>ボランティア受け入れマニュアルが整備され、積極的にボランティアを受け入れています。特に、近隣の中学校にはボランティア体験を訴えかけています。中学生職業体験として中学生は来ており、保育の体験をしています。また、中学生以外にも地元のボランティアが月1回程度、2歳以上の子どもに対して、本の読み聞かせをしており、子どもたちにも好評です。</p> <p>ボランティア受け入れ時、守秘義務の説明と誓約書をとったり、ボランティア活動の進め方について説明をしています。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>		
<p>横浜市東部地域療育センターをはじめ、横浜市中央児童相談所、神奈川区役所、関連医療機関などの機関の所在地と電話番号の一覧表を作成しており、必要な時はいつでも見ることができます。</p> <p>神奈川区の子育て支援連絡会の世話人をしており、神奈川区の幼保小連携事業等で園長・校長連絡会等に参画しています。</p> <p>対象児童が在籍している場合には、横浜市東部地域療育センターの巡回指導の際に定期的に情報交換をしています。虐待を疑われる子どもへの対応は横浜市中央児童相談所、神奈川区こども家庭支援課と連携する体制を整えています。</p>		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>		
園長は横浜市社会福祉協議会をはじめ、幼保小連携事業等で園長・校長会に参加したり、近隣小学校のスクールゾーン協議会、連絡会、運営協議会などに参加しています。また、神奈川区の子育て支援連絡会の世話人となっており、地域の福祉ニーズ・生活課題を把握するように努めています。		
		第三者評価結果
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>		
園は園庭開放、ランチ交流、育児講座、交流保育などを通して、園が保有する専門的な知識、サービスを地域に還元する取り組みを積極的に行っています。地域の町内会・自治会や神社などと関係作りを積極的に展開し、公園清掃など福祉分野以外の活動に力を入れるなど、地域コミュニティの活性化に協力しています。神奈川区の防災向上事業に参加したり、スクールゾーン協議会に参加するなどの取り組みを通して地域の安全なまちづくりに貢献しています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>基本理念に「子どもの権利条約を遵守する」ことを掲げ、それに基づく行動指針や保育内容を保育実施要領「しらゆりの保育」に記載し、全職員に配布しています。職員会議で行動指針の読み合わせをするとともに、保育士は、保育士会の人権チェックリストを用いて自己点検し、具体的な場面を取り上げて話し合いをしています。</p> <p>声掛けなどで気になる場面があった時は、その都度職員会議やミーティングで取り上げ、確認しています。職員は一人一人子どもの気持ちを大切に保育を実施していて、子どもたちもお互いを認め合う関係が育っています。</p>		
		第三者評価結果
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>		
<p>子どものプライバシー保護について「しらゆりの保育」に記載し、職員に周知しています。プールや水遊びの時には、フェンスに目隠しをし、遮光ネットをはり上からの視線も防いでいます。オムツ交換は仕切りの陰で行うなどの配慮をしています。保育室には仕切りやコーナー、棚の陰など子どもが他人の視線を気にせずに落ち着いて過ごせるようなスペースがたくさんあります。</p> <p>子どもの写真等を園内で使用することについては園だより等で説明し、保護者の了解を得ています。外部で用いる場合にはその都度保護者に確認しています。</p>		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価結果
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>		
パンフレットに基本方針、保育の内容などを記載し、神奈川区子ども家庭支援課や子育て支援拠点に置いています。利用希望者等からの問い合わせには園長、主任、事務がいつでも対応し、見学にも対応しています。見学は希望者が多い時期には毎週金曜日の午前中と決めています。利用者の都合にあわせ他の日程でも調整しています。それ以外の時期は随時受け付けています。見学は園長または主任が園内を案内して園の概要について説明し、見学者からの質問に答えています。		
		第三者評価結果
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		
<p>入園時には入園説明会を実施し、園のしおり（重要事項説明書）を用いて、理念や方針、職員体制、料金、保育の内容、約束事などについて説明し、同意を得ています。持ち物などは、保護者がイメージしやすいよう実物を置くなどの工夫をしています。外国籍の保護者に対しては振り仮名をふるなどの配慮をしています。</p> <p>説明会後には、個別面接を実施し、家庭の状況や子どもの生育歴、保護者の意向などを聞き取っています。必要に応じて看護師や栄養士も同席しています。</p> <p>入園当初は、保護者と相談しながら、ならし保育を実施しています。</p>		

		第三者評価結果
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>		
<p>転園にあたり、手順や引継ぎを定めた文書はありませんが、運営法人の園や転園前の園が知り合いであれば、保護者に説明した上で、可能な範囲で引継ぎをしています。転園先の園からの問い合わせにも、保護者の同意を得た上で、対応しています。文書や窓口設置などは行っていませんが、転園児や卒園児からの相談には、丁寧に対応しています。</p>		
(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント>		
<p>保育士は子どもの言葉や表情、仕草などから子どもの意向を把握するように努めています。行事後および年度末の保護者アンケート、保護者懇談会、個人面談などで保護者の意見や要望を把握しています。要望に応じて園長、主任が父母の会に出席し、意見交換しています。把握した意見や要望は、ミーティングやリーダー会議で共有し、検討しています。</p> <p>運動会後の保護者アンケートの結果からプログラムの見直しをしたり、熱中症対策のテントを増設したなどの事例がありますが、園ではさらなる工夫が必要と捉えています。</p>		
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント>		
<p>苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任で、第三者委員2名を設置しています。苦情処理制度を入園のしおりおよびホームページに記載し、入園説明会で保護者に説明しています。今後は、保護者がいつでも確認できるように園内に掲示することが期待されます。意見箱を玄関に置くとともに、行事後や年度末に保護者アンケートを実施しています。苦情や要望は職員会議で話し合い、記録し、適切に保管しています。一般的な内容については、園だよりや年度の園の自己評価で保護者に公表しています。個別の問題については直接、保護者にフィードバックしています。</p>		
		第三者評価結果
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント>		
<p>第三者委員2名の名前と電話番号を入園のしおりに記載し、保護者が直接申し立てられるようにしています。外部の相談窓口として、かながわ福祉サービス運営適正化委員会、横浜市福祉調整委員会の窓口を紹介していますが園内への掲示が不十分です。</p> <p>父母の会でも保護者の意見を聞いています。保護者から相談があった場合には、プライバシーに配慮して相談室などの個室を用意し、複数の職員で対応しています。</p>		
		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>		
<p>保育士は、個人面談や送迎時の保護者との会話で、意見や要望を聞き取っています。また、毎日の連絡帳からも把握しています。「要望等の対応に関する規程」を整備し、入園時に保護者に説明しています。</p> <p>保護者から相談を受けた保育士は必ず園長、主任に報告し、事実確認の上、ミーティング等で検討しています。個別の対応が必要な場合には必ず複数で対応しています。保護者から要望があった主食提供については協議を重ねた上で保育料の無償化を機会に開始し、費用徴収については保護者説明会で説明しました。定期的な見直しは今後の課題です。</p>		
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>		
<p>園長の責任のもと毎月リスクマネジメント会議を開催しています。年度初めはリーダーが参加していますが、後半は交替で参加することで職員の意識が高まるようにしています。</p> <p>事故防止マニュアルがあり、外部講師による研修や心肺蘇生訓練を全職員を対象に実施しています。事故やけがは、事故報告書、ヒヤリハット報告書に記載し、毎日のミーティングで全職員に周知し、リスクマネジメント会議で分析し、改善に向けて取り組んでいます。他施設での事例を受けて散歩ルートを点検し、掲示して保護者と注意事項を共有したなどの事例もあります。</p>		

		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>感染症対策の責任者は園長で、看護師が中心となり予防策を講じています。感染症マニュアルがあり、要点を保育室に掲示し、いつでも確認できるようにしています。流行時期にはミーティングなどで確認するほか、嘔吐処理研修を全職員を対象に実施しています。</p> <p>保護者に対しては感染症登園基準を入園のしおりに掲載し、時期ごとの感染症の情報を掲示し、注意喚起しています。保育中に感染症が発症した時には保護者に連絡してお迎えを依頼し、事務室や相談室で見えています。ガイドラインの改定時等に随時マニュアルの見直しをしています。</p>		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>		
<p>災害対応マニュアル、消防計画で災害時の対応策を定め、自衛消防隊及び組織及び役割分担と避難経路を各保育室に掲示しています。立地条件等からリスク分析し、地震や火災、津波などの避難訓練を毎月実施していますが、園としてはさらなる体制作りが必要ととらえていて、事業継続計画も現在作成中となっています。</p> <p>職員連絡網があり、保護者に対しては緊急時配信メール、災害伝言ダイヤルの体制を整え、引き取り訓練も実施しています。広域避難場所である小学校との合同避難訓練では、子どもたちが校舎内で垂直避難訓練をしています。</p>		

2 福祉サービスの質の確保

(1)	提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント>		
<p>「しらゆりの保育」という総合的な保育マニュアルを始めとして、各種マニュアルが整備されています。マニュアルでは子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されています。</p> <p>基本的なマニュアルは、入職時に研修を受ける際に周知が図られています。こうしたマニュアルは設定されていますが、現場での保育は保育士がその場ごとに、最適な対応をしており、画一的なものとはなっていません。ただし、すべての保育場面で、標準的な方法で実施されているかを確認する仕組みは作られてはいません。</p>		
		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>		
<p>標準的な実施方法として、各種マニュアルが整備されています。これらのマニュアルを実施している中で、制度の変更があるなどして実施方法が実態に合わなくなったりする場合があります。このような場合、職員会議に諮って、マニュアルを修正することがあります。修正は年に1度程度が行われており、その意味では、マニュアルは常に新しい時代に合わせたものとなっています。しかし、実施方法の見直しは定期的には行われるようには規定されていません。今後、定期的に見直ししていくことが期待されます。</p>		
(2)	適切なアセスメントにより福祉差サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント>		
<p>月間指導計画、週案、個別指導計画などについては、担当者を決めており、更新しています。これらは主任を取りまとめ責任者として月間カリキュラム会議などで整合性を確認しています。全体の計画を基に、年齢ごとに年間計画、それに基づき月間指導計画が作られています。指導計画を策定するときには、連絡帳や登降園時の保護者との話し合いなどによる日常的なコミュニケーションを計画に生かしています。</p> <p>要配慮児、支援が困難なケースについても、横浜市東部地域療育センターなどの専門機関との連携により、適切な保育の提供を行っています。</p>		
		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント>		
<p>月間指導計画、週案、個別指導計画などについては、その期ごとに実施内容及び振り返りを行っています。カリキュラム会議、乳児部クラス会議、幼児部クラス会議で実施しています。期の途中でも見直すことはありますが、全職員が参画、共有しているかは不十分と園では認識しています。基本的にはその期を通しての実践となります。実践したこと振り返りは行われており、その結果は次の期の計画に反映しています。また、指導計画は職員全員が見ることができ</p>		

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		
<p>日々の各クラスの保育の実施状況は毎日の保育日誌として、保育の内容、ふりかえり、明日への展望、要配慮児の姿など多面的な記録がされています。さらに、毎日のミーティングを通して、職員間で情報を共有しています。これらの記録、話し合いの中から個別の指導計画の振り返りが行われており、これらに基づいてカリキュラム会議、職員会議で保育の実施状況を話し合い、指導計画通り保育が実施されているかを把握するようになっていきます。こうした統一の様式に基づいて記録された情報は、職員間で適切に共有されています。</p>		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント>		
<p>個人情報保護規定が定められており、子どもに関する記録はきちんと管理されています。職員に対しては、倫理規定を定めており、さらに就業規則で守秘義務を課しています。これらについては、入職時に説明し、理解を得ています。また、ボランティア、実習生などの外部の人間が子どもたちと接する機会を持つ事に対しても、守秘義務の同意を得ています。なお、家族・本人から個人情報開示の請求があった場合に、開示すべきかどうかを判断する規定も別途作成していますが、さらなる管理体制が求められています。</p>		

【内容評価】

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は保育指針に則り、保育理念や保育方針に基づき作成されています。保育理念には、子どもの権利条約、児童憲章、児童福祉法などを遵守することが謳われていて、全体的な計画は子どもの最善の利益を第一義としています。</p> <p>全体的な計画は、子どもの発達過程や子どもや家庭の状況、地域の特性などを考慮して作成されています。年度末の園内研修で新保育所保育指針について確認し、職員間で話し合って全体的な計画を作成しました。非常勤職員に対してはクラスミーティングで周知しています。</p> <p>全体的な計画は保育室に掲示し、職員、保護者で共有しています。年度末には、クラス会議（乳児）、幼児会議で職員間で子どもの様子について話し合って全体的な計画の見直しをし、それを基にリーダー会議で評価し、見直しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室に温湿度計、エアコン、床暖房、加湿機能付空気清浄機を用いて温湿度の管理をしています。保育室の窓は大きく、陽光を十分に取り入れることができます。掃除チェック表を用いて清掃を行っていて、園内・外ともに清潔に保たれています。おもちゃは定期的に消毒し、0・1歳児は毎朝夕に消毒しています。布団乾燥は定期的に業者が行っています。子どもの状況にあわせて、たたみやマット、仕切り、椅子やテーブルなどを用いてコーナーを作り、子どもがゆったりとくつろいだり、落ち着いて好きな遊びに集中できるようにしています。</p> <p>各保育室で、食事と睡眠の場所を分けています。1階にはホールがあり、会食や行事で用いたり、全年齢でリズム遊びをしたりと、異年齢で交流の場所となっています。0歳児保育室には沐浴設備、乳児トイレ、園庭、2階ペランダには温水シャワーの設備があり、トイレ、沐浴設備、温水シャワーは清掃、管理が行き届いています。</p>		
		第三者評価結果
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>クラス会議や乳児・幼児会議で日々の一人一人の子どもの姿や家庭の状況について職員間で共有し、同じ対応ができるようにしています。保育士は、子どもの気持ちに寄り添い、一人一人の子どもに優しく話しかけ、子どもの言葉を引き出しています。言葉で自分の思いを上手に表現できない乳児に対しても、喃語や表情、仕草などから子どもの気持ちを汲み取り言葉にして返し、子どもの気持ちを確かめています。</p> <p>幼児になると、自分の意見を発表する場を少しずつ増やしていき、行事の内容などを話し合いで決めるなどしています。保育士は近くで見守り、個々の子どもが自分の思いを言葉で表現できるように言葉を添えたり、仲立ちしたりしています。保育士は、声のトーンや口調、注意の仕方などについてクラス会議や職員会議等で随時確認し、意識して保育しています。観察時にも、子どもたちが素直に思いを言葉や身体全体で表現している様子を確認することができました。</p>		
		第三者評価結果
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの自分からやりたいという気持ちを大切に、一人一人の子どもの発達状況にあわせて、基本的な生活習慣を身につけられるように支援しています。着替えなどは、保育士との個別の関わりの中で一人で脱いでみることから始め、少しずつできることを増やしていき、子どもが達成感を感じながら生活習慣を身につけられるようにしています。</p> <p>園は布オムツを使用し、子どもが不快をしっかりと感じ、不快から快への心地よさを理解できるようにしています。トイレトレーニングは0歳児の後半にトイレに誘って座ってみるから始め、身体の機能や感覚、言葉、興味など子どもの様子を見ながら保護者と相談しトイレトレーニングを進めています。排泄チェック表を用いて子どもの状況を確認し、無理なく進められるようにしています。午前に眠くなってしまいう子どもには午前睡の時間を作るなど、個々の子どもの生活リズムにも配慮しています。</p>		

		第三者評価結果
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊にする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>全クラス、子どもの年齢や発達、興味や関心にあわせておもちゃが子どもの手の届くところに並べられていて子どもたちが自分で好きなおもちゃを選んで遊べるようになっていきます。たたみやマット等を用いてコーナーが作られていて、落ち着いて遊べるよう環境構成しています。</p> <p>うんてい等が設置され、三輪車等の遊具が豊富に用意された園庭と人工芝の2階テラスがあり、年齢に応じて身体を動かすことができます。散歩や園外活動も多く、年齢や目的に合わせて隣接している公園から電車で2駅ほど歩く公園まで行き、季節の自然に触れたり、思いっきり身体を動かしたりしています。商店街や園芸店への買い物や神社の祭礼に出かけ、地域住民と交流しています。</p> <p>クラスごとに野菜や花を育て、カタツムリやカマキリ等の飼育もしています。クレヨンやスケッチブック、折り紙なども用意されていて、自由に表現することができます。毎週月曜日には、全園児でリズム活動をしています。</p>		
		第三者評価結果
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0・1歳児は子どもの発達や状況にあわせて小グループに分け、個々のペースにあわせてゆったりと生活できるようにしています。保育室をたたみや棚等で仕切り、身体を動かせるスペースを作ったり、這い這いできるようにしたり、つかまり立ちできる場所を用意するなど、子どもの発達段階にあわせて環境構成を工夫しています。調乳室にも小グループでゆったりと関わるスペースを確保しています。</p> <p>子どもたちは、階段を這い這いで登り降りしたり、廊下やテラスで歩いたり這い這いしたりして身体を動かしたり、保育士の膝でゆったりと絵本を読んでもらったりしています。保育士は喃語や子どもの表情、仕草などから子どもの思いを汲み取り、優しく答えています。オムツ替えも一対一でゆったりと会話をしながら行ない、子どもとコミュニケーションを取っています。</p> <p>保護者とは毎日の連絡帳や日々の会話で子どもの様子について細やかに情報共有しています。</p>		
		第三者評価結果
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、一人一人の子どものできること、できないことを把握し、その子どもに合わせて声掛けをしたり、手助けしたりし、子どもが基本的な生活習慣が身につけられるように支援しています。</p> <p>トイレトレーニングは個々の子どもの育ちに応じて保護者と面談しながら進めています。</p> <p>自由遊びの時間には、一人でゆったりと絵本を読んだり、ままごとの家で友だちとごっこ遊びをしたり、友だちとおしゃべりしながらパズルを楽しんだり子どもたちは自由に好きな遊びをしています。</p> <p>保育士は、子どもの遊ぶ様子を見守り、遊び方のヒントを出したり、遊びを見つけれない子どもには一緒に遊んだりしています。かみつきなどの場面では、保育士は間に入って止め、それぞれの子どもの気持ちを受けとめ、言葉で自分の気持ちを表現できるように仲立ちしています。朝夕の自由遊びの時間には、保育室間の仕切りを開け自由に行き来し、交流しています。</p>		
		第三者評価結果
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児は、友達と関わる中で自分の思いをたくさん出し、ぶつかり合いながらも一緒に遊ぶ楽しさを感じられるように支援しています。子どものジャングルジムでの飛行機ごっこから遊びを広げ、皆で遠足ごっこをしたなど、保育士は子どもの会話などから、遊びを広げられるよう支援しています。</p> <p>4・5歳児は混合クラスとなっていますが、行事等で年齢ごとに活動する機会を作っています。4歳児は、お楽しみ会の劇でそれぞれが役割を持って演じるなどの機会を通して、自分を発揮しながら友だちと一緒にやる楽しさを味わえるようにしています。5歳児は、友だちのことも考えながら皆で目標に向かって話し合い、一つのことをやり遂げる機会を多く設け、子どもの自主性が育つようになっています。</p> <p>お泊まり保育では、夕食のメニューや一日の過ごし方を話し合っ決めて、力を合わせて一日の生活を作っていくなどしています。保護者には、おたよりや面談等で知らせています。</p>		

		第三者評価結果
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 入園のしおりに「ノーマライゼーションの精神に基づいて『ともに育ち合うことの大切さ』が実感できる保育をこころがけます」と明記し、入園説明会で保護者に説明しています。園はバリアフリー構造とはなっていない部分もありますが、段差に手作りのカバーを付けるなどの工夫をしています。 障がいの特性を考慮した個別指導計画を作成し、それに基づき個々に合わせた対応をしています。保育士は、子ども同士の関係を見守り、もめ事などの場合には間に入って仲介し、障がいのある子どもとその他の子どもと一緒に活動できるように支援していて、子どもたちは障がいを一つの個性として認めています。 保護者とは年2回面談を行なうほか、必要に応じて随時面談をし、情報共有しています。保護者の同意を得て、横浜市東部地域療育センターの巡回指導を受けています。保育士は、横浜市などの障がいに関する研修に参加し、得た情報を保育の現場で生かしています。		
		第三者評価結果
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 18時半までは、クラスの間を自由に行き来できるようにし、クラスで落ち着いて遊んだり、異年齢の子どもたちといつも違うおもちゃで遊んだりできるようにし、子どもが自分が好きなことをして楽しめるようにしています。幼児は園庭でも遊ぶことができます。 子どもの人数が少なくなる18時半過ぎには、固定した延長保育担当の保育士が子どもと個別に関わり、子どもが好きな遊びをしてゆったりと過ごせるようにしています。 保護者から希望があれば、夕食や夕おやつを提供しています。子どもの状況についてクラスの引継ぎノートや全体の連絡帳だけでなく職員間で口頭でも引継ぎを行ない、保護者に確実に伝えられるようにしています。		
		第三者評価結果
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり に配慮している。	a
<コメント> 全体的な計画、年間指導計画に就学を見すえた小学校との連携や就学に向けた取り組みを記載しています。子どもたちは、近隣2校の給食体験や小学校体験に参加し、小学生と交流しています。進学する子どもがいる他の小学校にも学校探検に出かけ、進学する学校を皆に知ってもらう機会を作るなど、子どもが小学校生活に期待が持てるよう取り組んでいます。 系列園の年長児とは、ドッジボール大会等で交流しています。午睡は子どもの様子を見ながら徐々に減らしていき、年明けには午睡なしで過ごしています。 保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、全保護者対象に小学校校長を招いて教育懇談会「小学校入学に向けての心構え」を開催していて、5歳児以外の保護者も参加しています。保育士は小学校の授業参観に行き、意見交換しています。 就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成し、できる限り校長に手渡ししています。		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 健康管理マニュアルがあり、それに基づき受け入れ時の健康観察を行なっています。受け入れ時に前日までの子どもの体調と変化がある時には保護者に声をかけて確認し、体調が悪化した時には早い段階で連絡するようにしています。ケガや体調悪化の時には看護師、園長、主任に相談して複数の職員で判断し、ミーティングで職員間で共有しています。 入園までの既往症や予防接種の状況は入園時に保護者に健康台帳に記載してもらい、入園後は連絡帳に添付した予防接種表に記載してもらっています。 毎月、保健だよりを発行し、園の子どもの健康に関する方針や取り組み、季節ごとの子どもの健康に関する情報を保護者に提供するとともに、必要に応じて掲示もしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）について入園時や懇談会で保護者に説明しています。午睡時には、0・1歳児は5分おき、2歳児は10分おき、幼児は30分おきに呼吸チェックし記録しています。		
		第三者評価結果
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 毎月身体測定を実施するとともに、健康診断と歯科健診を年2回、視聴覚検査（3・4歳児）と尿検査（3・4・5歳児）を年1回実施しています。身体測定と健康診断などの結果は健康台帳に、歯科健診の結果は歯科健診表に記録し、ミーティングで職員間で共有しています。身体測定、健康診断の結果は用紙に記載して連絡帳に貼り、必要に応じて保育士が口頭でも説明しています。歯科健診の結果は横浜市の書式を用いて伝えていきます。 子どもに対して歯磨き指導や手洗い指導を実施し、保護者にその様子を伝えていきます。園医とは、困ったときにはメールやファックス、電話などでいつでも相談することができる関係ができています。		

		第三者評価結果
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>		
<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、アレルギーマニュアルを作成し、対応しています。子どものかかりつけ医が記載した保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表を保護者に提出してもらい、それに基づき除去食を提供しています。毎月栄養士と担任が保護者と面談し、保護者に献立表をチェックしてもらっています。</p> <p>毎日連絡帳と「食事ノート」を用いてその日の食事について保護者と共有しています。年度初めにはアレルギーマニュアルを職員で読み合わせするほか、毎日のミーティングでは翌日の献立について確認しています。</p> <p>保育室に除去食表を掲示するとともに、提供時には、職員間で声を出し合い確認し、別トレー、色の異なる食器、名札を用い、席も別にして職員がついて誤食を防いでいます。</p> <p>特に説明の機会を設けることはしていませんが、他の子どもたちから質問があった時には説明していて、観察時には周りの子どもたちが理解していることを確認することができました。</p>		
		第三者評価結果
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画に「食が生きることの基本である」と位置づけ、子どもが食べることの大切さを知り、食べる意欲が育つように取り組んでいます。保育士は、子どもが自分から食べたいような声かけをし、必要に応じて手を添えたり、すくいやすいよう隅に寄せるなどして援助しています。子どもの体調や食欲に応じて量を調整し、子どもがおかわりしたり、残したりすることもできます。</p> <p>食器は陶器や強化磁器等を用い、乳児と幼児で分けています。クラスごとにサツマイモやタマネギ、トマトなどの野菜を育て、収穫して調理してもらって食べています。また、グリーンピースのさやだしなどの野菜の下処理、味噌造りやクッキング、鰹節を削ってだしを飲んでみたりと、食に関する様々な経験を通し、子どもの食への関心を深められるようにしています。</p> <p>保護者に対しては、毎月献立表を配付するほか、年2回給食試食会を実施しています。</p>		
		第三者評価結果
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>		
<p>離乳食は、子どもの成長にあわせて家庭と相談しながら進めています。0歳児には離乳食～完了食・乳児食、1・2歳児には幼児の前段階としての乳児食、3・4・5歳児には幼児食と子どもの発育にあわせた食事を提供しています。各クラスの保育日誌に子どもの喫食状況、給食日誌には残食を記録し、それを基に味付けや切り方を工夫しています。献立は季節の野菜や旬の食材を多く用いた和食を中心に、洋風や中華、韓国料理なども取り入れバリエーション豊かなものとなっています。恵方巻きや流しそうめん、芋煮会など季節の行事食も取り入れています。</p> <p>食事中に、栄養士が子どもたちの食べる様子を見て回り、子どもから直接感想を聞いています。給食室がホールに面していて、子どもたちが調理する様子を見たり、献立を確認したり、食材について質問したりする姿があります。調理室の衛生管理は、衛生管理に関するマニュアルに基づき適切に行っています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1)	家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>		
<p>園は、保育方針に則り保護者との関係を大切にしています。入園前説明会や保護者懇談会で園の理念や方針、年齢に応じた保育内容などについて説明するとともに、園だよりやクラス便りにも具体的に分かりやすく掲載し、保護者が園の取り組みを理解できるようにしています。</p> <p>全園児連絡帳を用い、保護者と毎日情報交換するほか、朝夕の送迎時には園での子どもの様子についてエピソードを交えて伝えています。その日のクラスの活動の様子を掲示するとともに、日々の保育での子どもの姿を写真に撮り掲示やクラスだよりで保護者に伝えています。行事前には行事の目的や子どもが取り組んでいる姿などを懇談会やおたよりで具体的に分かりやすく伝え、保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。</p> <p>子どもの誕生月の誕生会参観や保育参加も実施していますが、保育参加への参加は少なく、園は呼びかけへのさらなる工夫が必要ととらえています。</p>		
A-2-(2)	保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>		
<p>朝夕の送迎時には、保育士は保護者と挨拶を交わし、日々の子どもの様子をエピソードを交えて伝え、保護者の意見や相談、悩み等を聞き取っています。年2回の個人面談（0～4歳児は2回目は希望者）のほか、随時面談を実施し、保護者の相談にのっています。連絡帳に記載された保護者の悩みや相談にも回答し、内容によっては個人面談を設定しています。</p> <p>保護者からの相談があった場合には、園長、主任に報告し、複数の職員で対応しています。相談内容によっては主任や看護師、栄養士が同席することもあります。相談内容は、個人記録に記載していますが、今後は相談記録としてまとめ、継続的にフォローしていくことが期待されます。また、給食試食会で保護者の食事への疑問に答えたり、小学校就学に向けての保護者の不安に応えるために教育懇談会を実施するなどの取り組みもしています。</p>		

		第三者評価結果
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、子どもや保護者の様子を観察するとともに、保育士は子どもの身体状況をチェックし、気になる場合には必ず園長、主任に報告して複数の職員で確認し、ミーティング等で職員間で共有しています。送迎時には、保育士は保護者とコミュニケーションを取って子育ての悩みなどを聞き取って相談にのるなどし、保護者が子育てのストレスを抱え込まないよう支援しています。</p> <p>虐待の意味やチェック方法を記載した児童虐待対応マニュアルがあり、それに基づき対応する体制を整えています。虐待が明白になった場合や疑われる場合などには、横浜市中心児童相談所や神奈川区こども家庭支援課と連携する体制を整えています。職員に対しては、職員会議やミーティング等で新聞などで得た虐待事例などを取り上げて周知していますが、マニュアルを用いての研修等は実施していません。今後の取り組みが期待されます。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>保育日誌は活動時の子どもの姿をエピソードとして切り取り、子どものしたことの意味や育ち、保育士の関わりなどを考察する様式となっていて、子ども一人一人の育ちを大切にしている園の姿勢に沿って振り返りが行われるように工夫されています。指導計画にも振り返りの欄があります。</p> <p>年間指導計画は4期に分けて、月間指導計画は毎月、クラスでの振り返りを基に、カリキュラム会議等で話し合っ自己評価し、次期の指導計画に反映するとともに、保育環境や活動内容の改善につなげています。振り返りの記載内容については、園長、主任、リーダー等が必要に応じて指導やアドバイスをしていますが、自己評価を深め、学びや専門性の向上に活かすまでには至らず、課題ととらえています。</p> <p>年度末には、職員は園の自己評価の様式を用いて個々に自己評価をし、自己評価の結果と年度末の家族アンケートの結果を基に職員会議で話し合い、園の自己評価を作成しています。</p>		